高槻市下水道施設包括的管理業委託　共同企業体協定書（例）

（目的）

第１条　本協定は、共同企業体を設立し、高槻市が委託する高槻市下水道施設包括的管理業務委託（以下「本業務」という。）を共同連帯して効率的に履行することで、優れた成果を達成することを目的とする。

（名称）

第２条　本協定に基づき設立する共同企業体の名称は、○○○○（以下、「本企業体」という。）とする。

（事務所の所在地）

第３条　本企業体は、事務所を高槻市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　本企業体は、令和○年○月○日に成立し、本業務の業務完了後、本企業体の清算が終了するまでの間は、解散することができない。

２　前項の規定にかかわらず、本企業体は、本業務を受託することができないことが確定した日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　本企業体の構成員は、次のとおりとする。

（１）所在地：大阪府○○市○○○○

商号又は名称：○○○○○○

（２）所在地：大阪府○○市○○○○

商号又は名称：○○○○○○

（３）所在地：大阪府○○市○○○○

商号又は名称：○○○○○○

（４）所在地：大阪府○○市○○○○

商号又は名称：○○○○○○

（代表者の名称）

第６条　本企業体の代表者は、○○○○○○とする。

（代表者の権限）

第７条　本企業体の代表者は、本業務の履行に関し、本企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者と折衝する権限並びに業務委託料（前払金を含む。）の請求、受領及び本企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　本企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

（１）（構成員名）○○○○○○　出資割合　○○％

（２）（構成員名）○○○○○○　出資割合　○○％

（３）（構成員名）○○○○○○　出資割合　○○％

（４）（構成員名）○○○○○○　出資割合　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価する。

（構成員全員の協議の場）

第９条　本企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

２　運営委員会は、組織並びに本業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他の本企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議し、決定する。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、運営委員会の決定事項に則り、本業務の適正な履行を図るとともに、本業務の履行及び履行に伴い本企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　本企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、本企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　本企業体は、各年度の業務完了の都度、決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、本企業体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本業務を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、運営委員会の協議により決定する。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

６　第１項の規定により構成員が脱退した場合において、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときまたは、本業務の参加要件を充足することができなくなったときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、必要最小限の範囲において新たな構成員を本企業体に加入させることができる。

７　前項の規定により新たな構成員を加えたことによる構成員の出資の割合は、運営委員会の協議により決定する。

（構成員の除名）

第１７条　本企業体は、構成員のうちいずれかが、本業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第７項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１８条　構成員のうちいずれかが本業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第７項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１９条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第２０条　本企業体が解散した後においても、本業務につき、契約に適合しない事由が明らかとなったときは、各構成員は共同連帯してその責任を負うものとする。

（協定書に定めない事項）

第２１条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。ただし、発注者との委託契約にかかる事項については、事前に発注者と協議した上で定めるものとする。

代表者○○○○○○ほか○社は、上記のとおり本協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和○年○月○○日

所在地 ○○市○○町○番地

名称又は氏名 ○○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

所在地 ○○市○○町○番地

名称又は氏名 株式会社○○○○

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

所在地 ○○市○○町○番地

名称又は氏名 株式会社○○○

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

所在地 ○○市○○町○番地

名称又は氏名 ○○○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印